

平成20年度第1回 解答用紙

問1 (1点×20問=20点)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	○	○	○	×	×	○	○	×	×
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
×	○	×	○	○	×	○	×	×	○

問2 (2点×9問=18点)

ア	イ	ウ	エ	オ
使用者	15日	自動車検査証	新規登録	同時
カ	キ	ク	ケ	
乗車定員	技術基準	検査	有効	

問3 (1点×10問=10点)

①	②	③	④	⑤
300	1.2	0.5	500	60
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
120	3	400	30	50

問4 (2点×6問=12点)

①	②	③
0.51	1395	1915
④	⑤	⑥
3310	89.4	64.2

問5 (1点×3問=3点)

A	B	C
1045	710	1755

(2点×14問=28点)

	数値	判定
①	4.50	○
②	0.87	×
③	0.29	○

	数値	判定
④	4.72	○
⑤	1.70	×

(1点×9問=9点)

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
×	○	○	○	○	×	×	○	○

問1 解答詳細

①	×	7-114 運行記録計 7-114-1 装備要件 (1)次の自動車(緊急自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第48条の2第1項関係) ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの
②	○	第9章テスト等による機能維持 6ページ参照
③	○	7-106 後写鏡 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
④	○	7-55 窓ガラス貼付物等 ⑫ 装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。
⑤	×	審査事務規程7-55-18(25%規制) $(26+25+24) \div 3 = 25\%$
⑥	×	※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
⑦	○	第9章テスト等による機能維持 4ページ参照
⑧	○	7-86 大型後部反射器 7-86-1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 7t 以上のものの後面には、7-85 の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
⑨	×	かじ取装置を右又は左に最大に操作して低速で回転させた場合の外側タイヤの接地点中心の軌跡の最大半径ただし、最外側輪が鉄輪等の場合にあつては、最も外側の鉄輪等の外側の軌跡とする。
⑩	×	次の自動車には、消火器を備えなければならない。 ⑨ 幼児専用車
⑪	×	④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと

⑫	○	(7)自動車(ポール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち 小型自動車 にあっては 20分の11)以下でなければならない。 $2.50 \div 20 \times 11 = 1.375\text{m}$
⑬	×	④ 空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)を左側及び右側に、それぞれ 35° (側車付二輪自動車にあっては 25° 、最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の 1.2倍 以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては 30°)まで傾けた場合に転覆しないこと。 $7965 \div 4000 = 1.99 \dots$(1.2倍以上なので35°)
⑭	○	③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの 接地部の全幅 にわたり滑り止めのために施されている凹部のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、 0.8mm)以上の深さを有すること
⑮	○	審査事務規程 7-44-8-1(1)参照
⑯	×	イ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの この場合において、 最大積載量が500kg以下 の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす
⑰	○	7-10 速度抑制装置 7-10-1 装備要件 (1)次の自動車(最高速度が90km/h以下の自動車、 緊急自動車 及び被牽引自動車を除く。)の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。
⑱	×	第9章テスト等による機能維持 20ページ参照
⑲	×	この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ④ エア・クリーナが取外されているもの
⑳	○	第9章テスト等による機能維持 26ページ参照

平成21年度第1回 解答用紙

問1 (1点×20問=20点)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	×	○	×	○	×	○	×	○
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
×	○	○	×	×	×	○	○	×	×

問2 (2点×10問=30点)

ア	イ	ウ	エ	オ
使用者	15日	新規登録	同時	最大積載量
力	キ	ク	ケ	コ
技術基準	打刻	識別	整備	許可

問3 (1点×10問=10点)

①	②	③	④	⑤
1.2	0.5	60	120	1
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
300	5	15	10	270

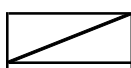
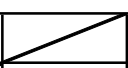
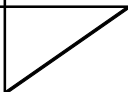
問4 (2点×6問=12点)

①	②	③	④
0.20	2035	2940	4975
⑤	⑥		
93.3	71.3		

問5 (2点×3問=6点)

A	B	C
1705	1050	2755

(2点×11問=22点)

	数値	判定		数値	判定
①	11300		④	0.20	○
②	4.19	○	⑤	4.10	○
③	0.53	○	⑥	1.92	×

問1 解答詳細

①	○	最遠軸距:7m以上 25t(長さが9m未満の自動車にあっては20t、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22t)
②	×	① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満
③	×	① 空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。 $1510 \div 7970 = 18\%$
④	○	③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの)にあっては、0.8mm)以上の深さを有すること
⑤	×	② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車((2)の自動車を除く。)の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が普通自動車にあっては1.5t/m ³ 未満のもの、小型自動車にあっては1.3t/m ³ 未満のもの。 $5.4 \times 2.2 \times 0.6 = 7.1$ $10.3 \div 7.1 = 1.4507$
⑥	○	③ その作動中は、始動装置を操作することができないものであること
⑦	×	⑧ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの イ クレーン部を除く自動車の最前部(後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。)からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
⑧	○	(7)自動車(ポールトレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。 $5.5 \div 3 \times 2 = 3.6$
⑨	×	イ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす
⑩	○	7-45-6 従前規定の適用② 平成26年2月2日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 7-45-6-1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満のものには、7-45-6-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

⑪	×	第9章テスト等による機能維持 4ページ参照
⑫	○	① 制動灯は、 屋間にその後方 100m の距離 から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
⑬	○	第9章テスト等による機能維持 26ページ参照
⑭	×	(イ)軸距間に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。 $300 \div 2 \times 0.04 + 4 = 10\text{cm}$以上
⑮	×	① 前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯 しないように取付けられていること。
⑯	×	審査事務規程7-55-16 25%規制
⑰	○	第9章テスト等による機能維持 17ページ参照
⑱	○	⑫ 装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70%以上 であることが確保できるものであること
⑲	×	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。)であって、二点式座席ベルト等少なくとも 乗車人員の腰部の移動を拘束すること のできるものをいう。
⑳	×	④ 後部反射器による反射光の色は、 赤色 であること。